

## 神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会設置運営要綱

### (目的)

第1条 神戸市児童虐待・非行等対策地域協議会（以下「協議会」という。）は、人権侵害である児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童（児童福祉法（以下、法という。）第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護及び児童の自立、家庭支援を図るために、児童福祉に係る機関が連携し、情報の交換や支援内容の協議を行うことを目的とし、法第25条の2に基づき設置する。

### (構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる児童福祉に係る機関等をもって構成する。

2 協議会に会長を置き、神戸市こども家庭センター所長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故のあるとき又は欠けた時は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

(1) 要保護児童に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関すること。

(2) 要保護児童に関する広報・啓発活動に関すること。

(3) その他第1条の目的を達成するために必要と認められる事項。

### (会議)

第4条 協議会は、年2回程度会長が招集し主宰する。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

### (調整機関)

第5条 法第25条の2に規定する要保護児童対策調整機関は、神戸市こども家庭センターとする。

2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。

(1) 協議会に関する事務の総括

(2) 関係機関との連絡調整

### (守秘義務)

第6条 協議会の構成員及び構成員であった者並びに会議に出席した者は、法第25条の5の規定にもとづき協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。